

第5期山梨県ツキノワグマ保護管理指針の概要

1 目的及び背景

本県は、地形的に人間の生活域とツキノワグマの生息域が近く、人身被害や農林業被害の増加が懸念されることから、ツキノワグマの保護と人間との軋轢の軽減の両立を目的とし、本指針を策定する。

2 保護管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ（以下「クマ」と言う。）

3 指針の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

4 管理が行われるべき区域

県内全域

5 保護管理の目標

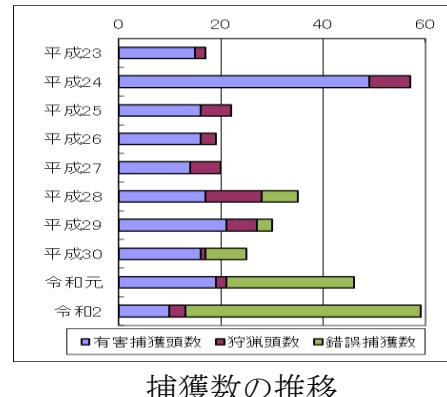
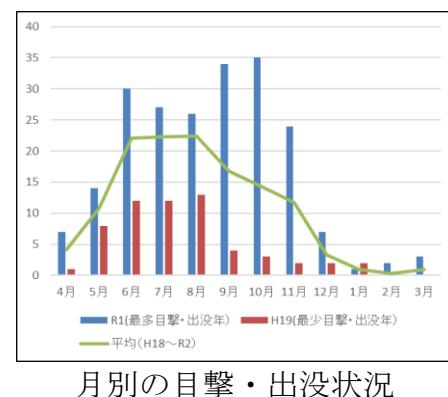
(1) 現状

ア 生息環境

県内では富士・丹沢、中央・南アルプス、関東山地の保護管理ユニットごとに地域個体群が生息している。

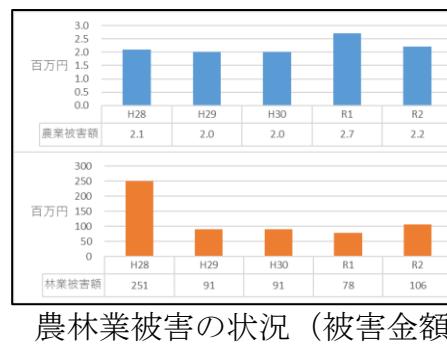
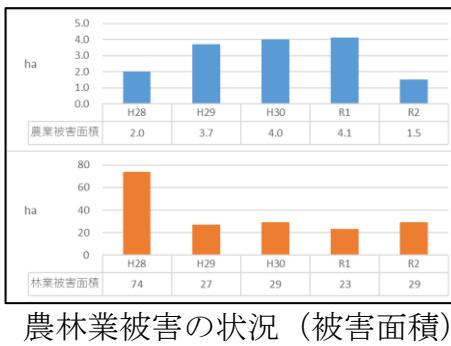
イ 生息動向及び捕獲等の状況

- 推定生息数（R2モニタリング調査）
富士・丹沢保護管理ユニット : 158頭
中央・南アルプス保護管理ユニット : 180頭
関東山地保護管理ユニット : 189頭
- 直近10年間の狩猟捕獲は平均4.6頭で、有害捕獲による捕獲数は大量出没年であった平成25年度以降は概ね20頭以下で推移している。
- 近年、錯誤捕獲が増加している。



ウ 被害状況

- 農林業被害額は、平成29年度以降横ばいの傾向にあり、人身被害は断続的に発生している。



（2）保護管理の目標

ア 捕獲数

県内における年間の捕獲上限は原則40頭とする。ただし、捕獲上限までの捕獲を奨励するものではない。

県全体の合計 : 40頭

富士・丹沢保護管理ユニット : 4頭 (158頭の3%)

中央・南アルプス保護管理ユニット : 21頭 (180頭の12%)

関東山地保護管理ユニット : 15頭 (189頭の8%)

イ 錯誤捕獲の抑制と放棄

- ニホンジカ等の捕獲強化により、わなによるクマの錯誤捕獲の増加が懸念されるため、捕獲目的の動物に適したわなの設置、管理等を徹底する。
- ニホンジカ等の管理捕獲については、錯誤捕獲が複数回発生した場合には、周辺でのわなの設置等を中止することを指導する。
- クマの放棄は危険を伴うため、取扱いや麻醉薬等に関する専門性の高い技術・知識のある者に依頼し（放棄事業などを活用）、作業の安全性を確保して放棄を行う。

ウ 被害防除対策

（ア）農林業被害対策

- 移動ルートとなりやすい場所の刈り払いなどによる、クマが人里に近づきにくい環境へ整備
- クマを誘引する家庭ゴミ等の処理、廃棄された果実や放任果樹の伐採などの管理
- 被害が頻繁に起こる果樹園及び養蜂施設等には電気柵などを設置

（イ）人身被害対策

- 広報活動や情報提供による人間への危機管理意識の啓発
- クマを誘引しないため、ニホンジカ等を捕獲した際の確実な埋設等の適切な処理
- 遭遇を回避するため、クマが身を隠すことができ、移動ルートとなる集落周辺森林などの下草や灌木の刈り払い

エ 生息環境の整備

（ア）移動経路の確保

地域個体群の存続への影響が懸念される生息域の分断による孤立を防ぐため、国有林に設置した緑の回廊（秩父山地、富士山、丹沢）周辺の国有林においても、保護樹帯を設定し、移動経路の確保に努める。

（イ）生息地の環境整備

針葉樹一斉林を複層林や広葉樹との混交林に誘導し、多様な森林構成に整備・保全する。

（ウ）有害捕獲に関する市町村への指導

人間の生活域への進入を繰り返すなど、特定の問題個体の選択的な捕獲を行うよう指導する。

6 その他指針の推進のために必要な事項

- 各年度の捕獲上限の決定に当たっては、継続的な生息動向を把握が重要であることから、県民、狩猟者団体、市町村等の理解と協力を得ながら目撃・出没情報、捕獲情報、被害情報等を収集する。
- 山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議を設置し、目撃・捕獲情報や、防除対策の実施状況等を分析し、捕獲上限や防除対策などの本指針の見直し等について検討を行う。